

会議録

会議の名称	令和2年度 第3回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
開催日時	令和2年8月28日（金曜日）午後6時30分から午後8時まで
開催場所	田無第二庁舎4階 第2・3会議室
出席者	大伴委員、山口委員、小澤委員、橋爪委員、根本委員、天宮委員、小矢野委員、久松委員、鶴澤委員
議題	1 開会 2 前回会議録の確認 3 議題 計画骨子・重点推進項目の検討について 4 その他
会議資料の名称	資料1 : 計画骨子 参考資料1 : 重点推進項目検討シート 参考資料2 : 国の基本指針の概要 参考資料3 : 第2回会議での質問に対する回答 参考資料4 : 福祉サービス事業実績シート 参考資料5 : 障害福祉サービス利用者の年齢区分ごとの給付費
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

傍聴1名

3 議題

重点推進項目の検討について
事務局より資料1を説明。

【質疑応答】

委員意見の計画への反映について

○発言者：委員

計画の中に新規の具体的な事業の詳細を記載することで、計画の運用時に内容が固定されてしまうことのリスクは理解できる。また、策定部会で各委員からご意見いただいた個別事業の案を、今後の自立支援協議会などの中で協議して具体化していくプロセスも大事なことである。

提案として、各委員からの具体的な事業提案について、計画作成時の参考資料として取りまとめて、次年度以降の議論につなげるための資料を作成してはどうか。

事務局回答

ご提案いただいた内容について、事務局で検討させていただく。

施策1 障害のある子どもへの支援の充実

○発言者：委員

児童発達支援センターの設置等について、新たな事業所との連携に関しては「言語相談・訓練を行い早期療育に努めます」といった文言を入れられないか。

また、「巡回相談事業」が必要になるのではないか。「市内の保育園・幼稚園等に言語聴覚士・臨床発達心理士などの相談員を派遣する巡回相談事業を行います」といった文言ではどうか。

事務局回答

事業内容については所管課に確認して検討させていただく。児童発達支援センターについては事業内容を検討している段階となるため、所管課と情報共有を行いながら計画内容を検討させていただきたい。

○発言者：委員

医療的ケア児支援コーディネーターについて、資格の有無や現状の配置状況等について教えて欲しい。

事務局回答

東京都が養成研修を行っているコーディネーターで、医療的ケア児が様々なサービスを受ける際の関連機関との調整を支援する役割を担っている。西東京市でも研修を受講済みの職員が2名いるが、コーディネートに資する役職に従事できていない。

今後は庁内職員や市内の事業所でもコーディネーターの配置を促進させるために、東京都の研修につなげていきたい。

施策2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

○発言者：委員

地域生活支援拠点を中心とした切れ目のない支援について、「市内の教育・保育施設における相談支援を充実させ、障害のある児童・生徒の個々の状況に応じた適切な支援や指導が行われるよう、就学支援シート（個別教育支援計画）を作成し、学校間の引継ぎの充実を図る」といった方向性を組み込んでみてはどうか。アンケート結果では「児童・生徒の個々にあった教育を行って欲しい」という保護者の意見が多く、小中高の進学に伴い、個々の障害特性に関する情報の引継ぎをスムーズに行えるようにするための仕組みが必要ではないか。

事務局回答

西東京市内でも一部の特別支援学校や福祉施設において取組が行われていることは把握している。取組状況や課題を把握して、所管課と検討する。

○発言者：委員

学校や児童・生徒への取組等については、教育委員会での検討や実施が主となっている場合が多いと思う。教育関係で検討している計画と、障害福祉課で検討している計画の情報共有を充実させることで、市全体の児童・生徒への支

援が充実するのではないか。

事務局回答

教育委員会と連携して計画の整合性をとるようにしていく。

○発言者：委員

この目標のポイントは、障害者・児の理解促進をどのように図っていくかであると思う。アンケートでは差別をされている意識が高い状況にあるため、市として一歩踏み込んだ計画を期待したい。市単独での取組が難しい場合は、社会福祉協議会や民間事業者と連携して、障害理解促進につながるイベントやキャンペーンを実施してはどうか。障害者差別については当事者の意見がアンケート結果にしっかり反映されているので、この点については6期計画で具体的に踏み込んでいただきたい。

事務局回答

障害者理解の促進については、昨年度まで中学校でのサポーター養成講座等は実施しており、一定の取組は行っていた。具体的な事業については検討したい。

アンケート結果によると、差別を受ける場所としては「公共交通機関」や「レストラン」が多いという実態があったが、これらの場の従業員が差別的な対応を行ったというよりも、一般の方からの差別的行為を受けていた側面もあるかと思うので、具体的な事業対象等については整理していく。

○発言者：委員

障害者理解の促進については、学校や社会福祉協議会、民間事業者などとの連携が不可欠であるという意見が多かった。障害福祉の分野から地域福祉の分野と連携することを重視できると良いのではないか。

○発言者：委員

学校の先生などから、新型コロナウイルスの影響で、障害のある生徒の一般就労の環境が悪化しているという話を聞いている。そうした生徒が障害福祉サービスの利用に流れる可能性があるのではないかと思う。今後3年間の計画を見込む上では、そうした環境も踏まえた計画づくりが必要になるのではないか。

また、今回の新型コロナウイルスだけに限らず、風水害などの災害にも対応できる体制をつくるのが大事なのではないか。

障害児やその保護者、教員の不安の解消について、不安の解消状況をアンケート等で測って比較することで、相談技術の向上や不足しているサービスの内容を検討できるようになるのではないか。

○発言者：委員

一般就労の場の不足への対応については、就労移行支援などの障害福祉サービスにリソースを集中させることで課題解決が行えるのではないかと思う。

事務局回答

雇用環境の状況については、就労支援センター一步を通じて求人数が減っていることは把握している。福祉サービスの需要が高まることは想定されるため、計画に反映していきたい。

感染症や災害対策については、国（障害福祉分野）からの具体的な指示はないが、介護保険の方では国からの具体的な指示が出ているため、国の動向を確認しながら計画への反映を検討する。

不安の解消については相談支援機関との協議を踏まえながら検討していく。

○発言者：委員

障害の理解促進について、他の自治体では、小学校3～4年生に対する障害理解のプログラムを行っている。しかし、小学生の授業が多岐に渡り過密になっている状況で、障害理解に関するプログラムを実施する時間がとれない状況がある。計画の中で小学生への障害理解の重要性を示すことで、小学校でのプログラム実施を支援することはできないか。

事務局回答

中学校へのサポーター養成講座は実施しているが、小学校での事業は実施できていない。小学校での実施内容を検討しながら、各団体と協働して実施することを考えていきたい。

○発言者：委員

障害理解について、小学生・中学生でプログラムを行う際に、どのような話をするのが適切なのかについていつも悩んでいる。団体が単体で悩むのではなく、様々な団体や市の関係機関が連携してプログラムを考え、議論を深められる場をつくることや、既存の議論の場につなげていただくような工夫をしていただきたい。

○発言者：委員

障害理解について、コロナ禍の状況で活動が滞っているとは思いますが、こうした状況を逆手にとって、WEB配信や動画での理解促進プログラムを検討してみてもどうか。障害種別や事例別にコンテンツを作成できれば、複数回に分けて実施することや、プログラムの実施に要する手間も軽減できるのではないか。

こうした具体的な事業を検討していただきたい。

事務局回答

サポーター養成講座などもコロナ禍の影響で実施できておらず、動画による講座などを検討している段階である。社会環境を考慮しながら具体的な取組を行っていきたくと考えている。

○発言者：委員

障害理解は難しい分野だと思う。ただの体験や講話だけになってしまうと、かえって障害者への偏見や差別に結び付いてしまう場合もある。様々なコンテ

ンツやプログラムをどの様に活用していくか、といった議論を深めていく場が必要ではないかと思う。コンテンツの充実と共に、議論を深めていくための活動も並行して実施して欲しい。

施策3 相談支援体制の充実

○発言者：委員

市民にとってのわかりやすい情報発信がポイントになってくると思う。

情報発信の仕組みやツールも大事だが、並行して障害福祉課が地域の活動に出向いて、障害福祉に関する情報発信を積極的に行うことも必要になるのではないか。地域に出向くことで、地域は情報を得ることができるし、市の職員も実態を把握することができるという利点があるため、仕組みと課の具体的な活動を両輪で実施できると良いのではないか。

○発言者：委員

障害者のしおりの情報に欲しい情報が載っていない場合がある。しおりの編集や更新のタイミングで、キチンと利用者などの外部の意見を取り入れながら実施した方が良いのではないかと思う。

また、暮らしの便利帳などに、障害のグリーゾーンにある本人や保護者の相談先に関する情報を追加して欲しい。障害を受容できている人は相談先を見つけられるが、障害を受容できていない人や判断できない人への情報が必要だと思う。

事務局回答

障害者のしおりについては昨年度に見直しを行ったが、紙媒体での情報発信は掲載できる情報の量に限界があるため、しおりだけでなく様々な媒体の活用方法を整理した上で情報発信の方法を検討していきたい。

○発言者：委員

前回の策定部会でも紹介したリソースブックには、グリーゾーンの方への情報なども充実しているため、こうした媒体を西東京市版として作成してはどうか。

事務局回答

リソースブックを作成している自治体に確認したところ、地域の活動団体が主体となって作成しているものである。内容についても、行政では記載しづらい内容が多く、実際に実施する場合は団体と連携しながら進めることができればよいと考えている。

○発言者：委員

保護者が自分の子どもの障害の有無を疑う段階は、状況としては追い込まれている段階である。一方で、その前の段階にいる方にとっては、障害者のしおりなど、「障害」という言葉が使われている情報を避けたいと思う場合もあるのではないか。リソースブックなどは、障害の受容までのつなぎの支援になるものなので、その充実は図られるべきではないかと思う。

○発言者：委員

次期計画では相談のアウトリーチが重要な点にはなると思うが、もう少し事業の実施方法や実施主体についての具体的な内容を組み込んでほしい。

事務局回答

現在、次の指定管理の期間で、相談支援センターえぼっくと基幹相談センター業務について調整している。今後、2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、民間事業者との連携強化を行いながら実施していきたいと考えている。記載内容については事務局で検討していきたい。

施策4 障害のある人の社会参加の促進

○発言者：委員

市役所内での清掃について、障害者施設の利用者が市役所の各部署の清掃を行うようにできないか。

○発言者：委員

市役所内の軽作業を障害者が対応できるようになると、就労機会の拡大となって良いと思う。

○発言者：委員

市役所内の障害者雇用について、障害福祉課ではなく別の課が所管しており、残念に思っている。障害福祉課に知って欲しいことや共有して欲しいことがあるため、庁内での仕組みについて検討いただきたい。

事務局回答

庁内での雇用や採用は別部署の所管となっているが、就労の条件や調整といった点については障害福祉課でも対応させていただき、機会の創出につなげていきたい。

○発言者：委員

18歳以上の障害のある人の日中活動後の夕方の居場所や、仲間同士の活動を支える取組が少ないと感じている。そうした活動の活性化に向けて、文化芸術活動などの場とするなどして拡大していければよいと思う。

事務局回答

青年余暇や夕方の居場所についてはこれまでも多くのご意見をいただいている。具体的な事業の実施方法については東京都と協議を行っているが、既存の福祉サービスとの関係で明確な返事ができない状況である。引き続き、東京都と調整を図っていく。

○発言者：委員

西東京市として実施できない場合でも、NPOや活動団体への支援や助成等の支援を行うことで居場所づくりを支えていくことはできるため、福祉サービスの

範囲だけではなく、多様な選択肢から検討していただきたい。

○発言者：委員

西東京市には部会が少ない印象があり、他市では就労部会を実施してるところが多くある。西東京市でも就労に関する部会などの協議の場を設置していただきたい。

施策5 障害者の高齢化への対応

○発言者：委員

重点項目に「相談支援専門員とケアマネジャーが支援に必要な情報を共有できるよう、連携を進めていく」という文言を追加できないか。

相談支援専門員とケアマネジャーの情報の共有化は重要であるため、ぜひ検討していただきたい。

○発言者：委員

高齢者であろうと、障害のある人への支援を疎かにしてはいけないため、西東京市として障害のある人を年齢に関わらず支えていくという考えが前提になくなくてはならない。

そのために必要なこととして、障害のある人やその家族への制度の説明を行い、本人の利用意向と制度上の制約の折り合いを、個々の状況に応じて丁寧に行っていくことが必要だろう。また、介護保険の受け皿についての情報発信を行い、障害のある人が自分に適したサービスを選択できる環境を整えていくことが必要である。更に、障害福祉サービス事業者も、サービスを移行した高齢者の状況に対する一定の見守りが必要であることを意識付ける必要があるだろう。

○発言者：委員

65歳以上になっても要介護認定がつかない場合もあるため、障害の程度や生活の状況に応じて他のサービスを利用できるような仕組みについても検討していただきたい。

事務局回答

65歳以上の障害福祉サービスの利用については、法律上の制限があるが、障害福祉課としては個々の状況に応じた支援方法を、個々の状況に合わせて提供していきたいと考えている。

4 その他

事務局より第4回の自立支援協議会日程について連絡

閉会